

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【最終更新日: 令和8年4月8日】

公共インフラ整備の取組の基本的な考え方

考え方

【運用】

安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、南西諸島を中心としつつ、その他の地域においても、自衛隊・海上保安庁が、**平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設ける。**これらを、「**特定利用空港・港湾**」とする。

【整備】

「**特定利用空港・港湾**」においては、**民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。**また、**平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等に資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、道路ネットワークの整備を図る。**

【整備の概要】

- 空港の滑走路延長・エプロン（駐機場）整備や港湾の岸壁・航路の整備、道路ネットワークの整備などを行う。

【既存事業の促進】

- 既存の整備計画を活用し、整備の促進や追加工事の実施を行う。



【参考：国家安全保障戦略(2022年12月閣議決定)の記述】
総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。あわせて、有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う。

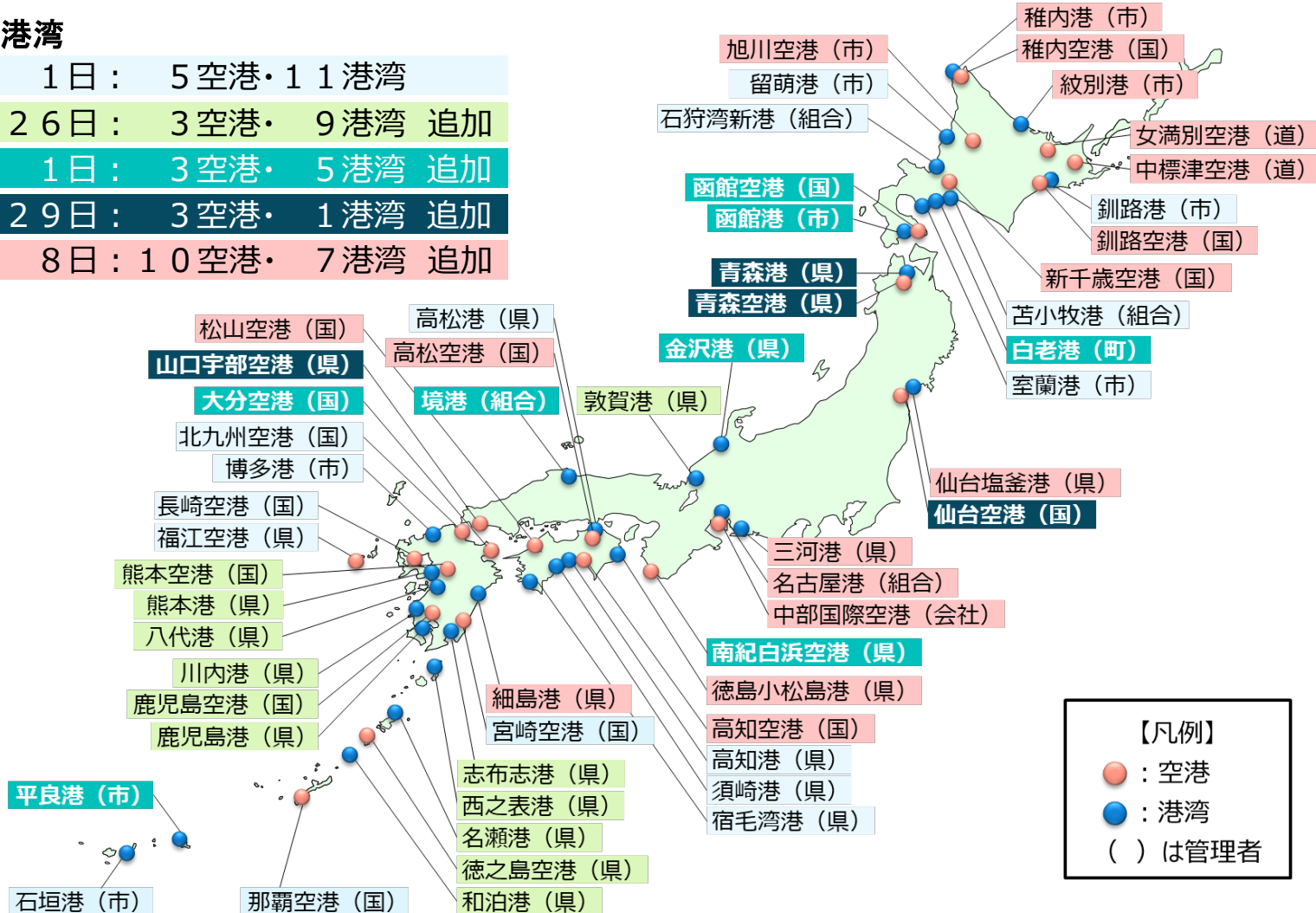
- インフラ管理者は、平素において自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等による施設の円滑な利用について、関係法令等を踏まえ、適切に対応する。
- 自衛隊・海上保安庁とインフラ管理者は、国民の生命・財産を守る上で緊急性が高い場合又は航空機の飛行や船舶の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を除く）であって、当該施設を利用する合理的な理由があると認められるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら、自衛隊・海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるよう努める。
- 上記の着実な実施に向けて、関係者間において連絡・調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。

特定利用空港・港湾 (令和8年4月8日更新)

- 以下の24空港及び33港湾について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、「特定利用空港・港湾」とした。
- また、沖縄県、九州地方及び北海道に所在する「特定利用空港・港湾」とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。

特定利用空港・港湾

令和6年4月 1日	5空港・11港湾
令和6年8月26日	3空港・9港湾 追加
令和7年4月 1日	3空港・5港湾 追加
令和7年8月29日	3空港・1港湾 追加
令和8年4月 8日	10空港・7港湾 追加



よくあるご質問

Q1 この取組は有事を対象とするものですか？

A1 この取組は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではありません。武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態における空港・港湾の利用調整については、平成16年に制定された武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）等に基づき行われます。

また、その際、どの空港・港湾を利用することになるのかについては、「特定利用空港・港湾」であるか否かにかかわらず、その時々状況に応じて必要な空港・港湾を利用することとなります。

Q2 「特定利用空港・港湾」となることで、有事において、攻撃目標となるのではないですか？

A2 自衛隊・海上保安庁は、これまでも民間の空港・港湾を利用してきました。今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的として、インフラ管理者との間で、「円滑な利用に関する枠組み」を設けることとなりますが、そのような枠組みが設けられた後も自衛隊・海上保安庁による平素の利用に大きな変化はなく、そのことのみによって、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとはいえません。

むしろ、自衛隊・海上保安庁の航空機・船舶が必要な空港・港湾を平素から円滑に利用できるように、政府全体として取り組むことは、我が国への攻撃を未然に防ぐための抑止力や実際に対応するための対処力を高め、我が国への攻撃の可能性を低下させるものであり、ひいては我が国国民の安全につながるものです。

Q3 自衛隊による訓練において、どのくらいの頻度で「特定利用空港・港湾」を利用することを想定していますか？

A3 基本的にはそれぞれの空港・港湾につき、年数回程度を想定しています。一部の施設については、従来から自衛隊が訓練で頻繁に利用しており、今後もこれまでと同様に利用させていただくことを想定しておりますが、いずれにせよ、「特定利用空港・港湾」となったことによって、常に自衛隊の部隊が訓練を行っているようなことにはなりません。

Q4 「円滑な利用に関する枠組み」を設けることにより、「特定利用空港・港湾」を、自衛隊や海上保安庁が優先利用することになりますか？

A4 「円滑な利用に関する枠組み」は、自衛隊・海上保安庁の優先利用のためのものではありません。あくまで港湾法や空港法等の既存の法令に基づき、関係者間で連携し、自衛隊・海上保安庁による柔軟かつ迅速な施設の利用について調整するための枠組みです。

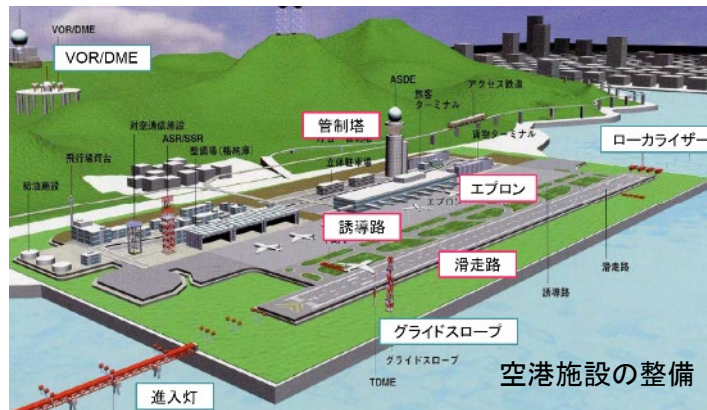
Q5 「特定利用空港・港湾」となることで、米軍も利用することになりますか？

A5 この枠組みは、自衛隊・海上保安庁による利用を対象として、あくまで関係省庁とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはありません。

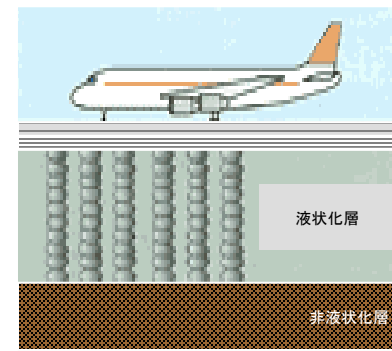
参考：民生利用を主とした整備のイメージ（空港）

- 地域の玄関口となる空港の受入環境整備により、今後の航空需要の回復・増大に対応。
- 空港の防災・減災対策の推進、滑走路端安全区域整備等により、航空の安全・安心を確保。

空港における受入環境整備

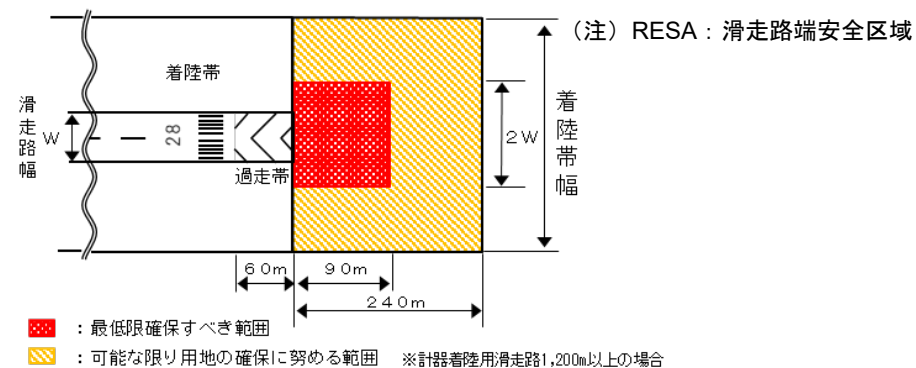


航空の安全・安心の確保



液状化層の地盤改良対策により、舗装の損壊を防止

防災・減災（耐震対策等）
・RESAの長さおよび幅(国内基準_平成29年4月改訂)



オーバーラン等へ対応する滑走路端安全区域

参考：民生利用を主とした整備のイメージ（港湾）

- 岸壁、航路、防波堤等の港湾施設の整備により、フェリー・RORO船、バルク貨物船等の大型化や貨物需要の増大への対応、大型クルーズ船等の受入環境の整備、船舶の航行安全の確保、災害時の港湾機能の確保等を図る。

(注) RORO船：トラックやトレーラーが自走で船に乗り込み、貨物を積載したまま運搬できる貨物用の船舶

バルク貨物船：小麦等の粉粒体や液体を個包装せずに輸送するバルク輸送に使用する船舶

船舶大型化等への対応



RORO船の荷役状況

クルーズ船の受入環境整備



大型クルーズ船やラグジュアリークラスのクルーズ船等の接岸に対応

船舶の航行安全の確保



防波堤により荒天時の波浪等から港内静穏度を確保

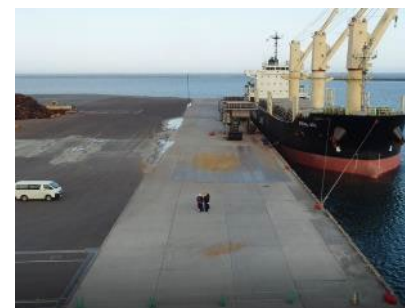
災害時の港湾機能の確保

○大規模地震発生後の岸壁の状況

非耐震岸壁：
ひび割れ等発生



耐震強化岸壁：
異常なし



耐震強化岸壁の整備効果

空港

- 空港の整備・利用により、短期間の島外避難を必要とする国民保護時の輸送能力を確保するとともに、災害派遣の救援部隊の派遣をより効率的に実施。
- 波浪等により船舶による避難が困難・遅延する場合においても、航空機による避難経路を確保。

港湾

- 大型船舶を用いることにより、国民保護時の輸送能力が向上する。
- 大型船舶の出入港が可能となることにより、災害時に大型船舶を用いた緊急物資輸送や医療支援等が可能になるとともに、大規模災害からの復興に際し、大量の建設資機材の搬入等が可能となる。



住民避難のイメージ
(国民保護共同訓練より)



被災者等空輸のイメージ
(防衛省災害対処に係る訓練より)



救援物資・車両の搭載
(防衛省災害派遣時の写真)



被災地での給水支援
(海上保安庁災害対応の写真)

参考：「特定利用空港・港湾」の利用状況

- インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で「連絡・調整体制」を構築し、自衛隊・海上保安庁の利用計画などについて意見交換や情報共有を実施。
- 空港・港湾の利用において生じ得る課題を早期に把握・解決することで、これまで以上に自衛隊・海上保安庁の円滑な利用が可能になっている。

空 港



戦闘機の離着陸訓練



航空機への物資搭載訓練



搜索救難訓練

港 湾



艦艇への物資搭載訓練



防災訓練



テロ対策訓練

参考：特定利用空港・港湾（令和8年4月8日時点）

区分	年月日	所在地	名称	管理者
空港 (24)	令和6年4月1日	沖縄県	那覇空港	国
		宮崎県	宮崎空港	国
		長崎県	長崎空港	国
			福江空港	県
		福岡県	北九州空港	国
	令和6年8月26日	鹿児島県	鹿児島空港	国
			徳之島空港	県
	令和7年4月1日	熊本県	熊本空港	国
		大分県	大分空港	国
		和歌山県	南紀白浜空港	県
	令和7年8月29日	北海道	函館空港	国
		山口県	山口宇部空港	県
		宮城県	仙台空港	国
	令和8年4月8日	青森県	青森空港	県
		高知県	高知空港	国
		愛媛県	松山空港	国
		香川県	高松空港	国
		愛知県	中部国際空港	会社
北海道		新千歳空港	国	
		稚内空港	国	
		釧路空港	国	
		旭川空港	市	
	中標津空港	道		
女満別空港	道			

区分	年月日	所在地	名称	管理者
港湾 (33)	令和6年4月1日	沖縄県	石垣港	市
		福岡県	博多港	市
		高知県	高知港	県
			須崎港	県
			宿毛湾港	県
		香川県	高松港	県
		北海道	室蘭港	市
			苫小牧港	組合
			釧路港	市
			留萌港	市
	石狩湾新港		組合	
	鹿児島県		鹿児島港	県
	令和6年8月26日	鹿児島県	志布志港	県
		鹿児島県	川内港	県
		鹿児島県	西之表港	県
		鹿児島県	名瀬港	県
		鹿児島県	和泊港	県
		熊本県	熊本港	県
		熊本県	八代港	県
		福井県	敦賀港	県
		沖縄県	平良港	市
		鳥取県・島根県	境港	組合
	令和7年4月1日	石川県	金沢港	県
		北海道	函館港	市
			白老港	町
	令和7年8月29日	青森県	青森港	県
	令和8年4月8日	宮崎県	細島港	県
		徳島県	徳島小松島港	県
		愛知県	名古屋港	組合
			三河港	県
		宮城県	仙台塩釜港	県
		北海道	稚内港	市
			紋別港	市

○ 現在までに、24空港及び33港湾について、「特定利用空港・港湾」とした。

- ・ 令和6年4月 1日 : 5空港・11港湾
- ・ 令和6年8月26日 : 3空港・9港湾 追加
- ・ 令和7年4月 1日 : 3空港・5港湾 追加
- ・ 令和7年8月29日 : 3空港・1港湾 追加
- ・ 令和8年4月 8日 : 10空港・7港湾 追加

参考：令和8年度における道路ネットワークの整備に係る事業名（箇所）

※ 青字は令和8年度から対象となった整備事業

整備事業名（箇所）【都道府県】			
恩納南バイパス 【沖縄県】	芦北出水道路 【鹿児島県／熊本県】	大津熊本道路（合志～熊本） 【熊本県】	倶知安余市道路（共和～余市） 【北海道】
読谷道路 【沖縄県】	阿久根川内道路 【鹿児島県】	熊本環状連絡道路 【熊本県】	白老西拡幅 【北海道】
嘉手納バイパス 【沖縄県】	白浜拡幅 【鹿児島県】	矢部清和道路 【熊本県】	端野高野道路 【北海道】
北谷拡幅 【沖縄県】	鹿児島北バイパス 【鹿児島県】	黒崎バイパス 【福岡県】	厚賀静内道路 【北海道】
宜野湾道路 【沖縄県】	日南・志布志道路 【鹿児島県／宮崎県】	博多バイパス（下臼井～空港口） 【福岡県】	静内三石道路（静内～東静内） 【北海道】
浦添北道路Ⅱ期線 【沖縄県】	油津・夏井道路 【鹿児島県／宮崎県】	八木山バイパス 【福岡県】	富良野北道路 【北海道】
浦添拡幅 【沖縄県】	蘇陽五ヶ瀬道路 【宮崎県／熊本県】	香春拡幅 【福岡県】	生田原道路 【北海道】
那覇北道路 【沖縄県】	五ヶ瀬高千穂道路 【宮崎県】	仲哀道路 【福岡県】	長沼南幌道路 【北海道】
西原バイパス 【沖縄県】	高千穂雲海橋道路 【宮崎県】	みやこ行橋バイパス 【福岡県】	遠軽上湧別道路 【北海道】
与那原バイパス 【沖縄県】	南郷奈留道路 【宮崎県】	北海道縦貫自動車道（七飯～大沼） 【北海道】	盤の沢道路 【北海道】
南風原バイパス 【沖縄県】	植木バイパス 【熊本県】	北海道縦貫自動車道（土別剣淵～名寄） 【北海道】	五稜道路 【北海道】
小禄道路 【沖縄県】	大津道路 【熊本県】	北海道横断自動車道（足寄～北見） 【北海道】	
豊見城東道路 【沖縄県】	大津熊本道路（大津西～合志） 【熊本県】	倶知安余市道路（倶知安～共和） 【北海道】	

※ 自衛隊駐屯地等とのアクセス向上を図る特定利用空港・港湾

空港：那覇空港、鹿児島空港、宮崎空港、熊本空港、北九州空港、函館空港

港湾：川内港、鹿児島港、志布志港、熊本港、八代港、博多港、室蘭港、苫小牧港、函館港、釧路港、留萌港、石狩湾新港、白老港 10